

平成26年度第1回広島県子ども・子育て審議会議事録概要

- 1 日 時 平成26年8月1日(金) 午前10時から11時30分まで
- 2 場 所 広島市中区基町10番52号
広島県本庁舎 北館2階第一会議室
- 3 出席委員 七木田会長, 加地委員, 山本委員, 澤田委員, 重道委員, 為定委員,
鶴田委員, 難波委員, 平谷委員, 藤田委員, 松岡委員, 向井委員,
小村委員(代理), 植野委員(代理)
- 4 議 事
(1) 新こども夢プランの骨子について
(2) 幼保連携型認定こども園審議部会の委員構成について
(3) 各部会の構成委員の変更について
- 5 担当部署 広島県健康福祉局こども家庭課夢プラン推進グループ
TEL(082)513-3171(ダイヤルイン)

6 会議の内容及び質疑応答

- (1) 開会(事務局)
(2) 健康福祉局長あいさつ
(3) 委員紹介及び事務局紹介
(4) 議事
① 新こども夢プランの骨子について
資料1「新こども夢プラン骨子(案)」により事務局から説明

【質疑応答】

- (加地委員) 趣旨のところ、結婚・妊娠・出産支援や仕事と子育ての両立支援とありますが、乳児期の部分が抜けていると思うので、乳幼児期の保育・教育などの施策としてはどうでしょうか。
- (会長) 趣旨のところの2行目の幼児期の教育に乳児を入れてはどうかということですか。
- (加地委員) 乳幼児期の保育・教育など、としてはどうかということです。
- (会長) 幼児期の教育のところを乳幼児期の保育・教育としてはどうかという意見をいただきました。他に何かありますか。
- (平谷委員) 施策体系の成果目標のところですが、1番のところは合計特殊出生率を何%、3番のところは女性の就業率を何%としていますが、県としては書かざるを得ないところかもしれませんが、結婚しても子どもを持たないといけないわけではありませんし、子どもを持ったとしても働かないという選択も配慮すべきだと思いますので、ここに出さないといけないかどうかという議論がありますが、出さないといけないとしても、記載の中身は十分配慮すべきだと思います。
- (事務局) ここについては、十分配慮していきたいと考えておりますし、実際にこの成果目標

をどのようにしていくかも含めまして、今後、各部会において議論いただければと思います。

(会長) 成果目標についての意見がありました。他に意見がありますでしょうか。

(難波委員) プランの位置づけのところの幼児教育実施計画は初めて聞きますが、どのようなものなのでしょうか。保育所等の動きについては、このプランの中での位置づけはどのようになっているのでしょうか。

(事務局) 現在の幼児教育実施計画については、教育委員会において平成22年度から実施しておりますが、新しいプランの施策体系の5の「たくましく健やかに生きる力をもつ子どもたちの育成」の1の「幼児期の教育の充実」において位置付けて実施するものです。

(難波委員) 教育委員会は公立ですが、私立幼稚園はどうなっているのですか。

(事務局) 具体的に申し上げますと、研修などの充実であるとか、幼保小の連携などについて、これまで計画的に実施して参りましたが、この度、新しいプランの中でもこれらの計画について掲載し、充実を図ってはどうかという案でございます。なお、私立幼稚園については、例えば初任者の研修などにおいて、参加を呼びかけるなどの取組をしているところです。

(会長) 保育のほうはどうですか。

(事務局) 保育等の動きについて、どのようにプランに盛り込むかということでしょうか。

(難波委員) プランの位置づけの中で、保育にかかる計画があるのかどうか。

(事務局) 市町が立てる保育計画を網羅する県の保育計画もこの中に含まれています。

(難波委員) それは具体的に何かあるのでしょうか。例えば、幼児教育実施計画のような形の保育所関係の何かがあるのでしょうか。

(事務局) 保育の内容についてであれば保育指針になりますが、保育の量や質の確保についてであれば、この計画の中に盛り込むこととしています。

(難波委員) 広島県としての保育所等の計画や適正な配置計画などの計画案はないのでしょうか。

(事務局) 保育所については、県子ども・子育て支援事業支援計画そのものが保育所に関する県の計画となっています。保育の量や質などを規定していくこととなり、別の計画があるという形ではありません。

(会長) 他に何かありますか。

(小村委員代理) この度の新制度の中では認定こども園を推進していこうという国の考えがあり、現在、市町でも意向調査をし、県に報告をしたところですが、県としての認定こども園への移行推進の考え方はどう思っているのでしょうか。保育所・幼稚園の機能を兼ね備えた施設が身近にあり、なおかつ地域の子育て拠点としての機能があるということで、いいことばかりだと呉市としては前向きに考えていますが、そのようなところをどのように考えているのでしょうか。

もう一点、今回、幼保連携型認定こども園の条例制定に向けてパブリックコメントを出されていますが、国の従うべき基準等があって守らなくてはいけない部分がありますが、意向調査をする中で、移行が屋外の遊技場などのハード面で困難だという例があります。現在の保育所型と幼稚園型の制度では県が条例化して、合わせて施行規則の中で、その限りではないという緩和要件があると思います。現状の条

例ないし、施行規則において、可能性があるのかどうか、お聞かせ願いたい。

(会長) プランの骨子案を審議していますが、その中で質の高い幼児期の教育の提供に係る部分についての認定こども園ということでの質問と理解します。

(事務局) 認定こども園の促進の方向ですが、県として促進する方向で市町と連携していきたいと考えています。ニーズ調査、それに対してどのように供給していくかという計画を各市町で検討していると思いますが、保育のニーズが一定程度わかった段階で、その受け皿としての幼稚園、保育所、認定こども園、それ以外の地域型保育で総合的に供給を行っていく形になります。認定こども園を推進していきますが、既存の幼稚園、保育所とも連携を取りながら進めていきたいと考えております。

2つ目のご意見ですが、現在、パブリックコメントを行っており、そのような意見もありました。全国一律の国の基準を基本的には踏襲しながらも、保育所をすでに持っているハード的に制限があるところについては、当分の間、園児が安全に移動・利用できるという一定要件を満たす場所に園庭を設けることなどの特例を設ける方向で調整をしています。

(会長) 新聞報道では、認定こども園を返上する動きがある。また、一定程度以上の規模になると儲けが出ない。東広島市の意向調査の結果を見ると、ほとんどが模様眺めの状態で、移行に前向きに動くという気配が感じられませんが、このようなことを踏まえて県ではこのような実情・事情をどのようにお考えか聞かせていただきたい。

(事務局) 7月25日を期限として全市町を通じて意向調査をしました。すべてが集計できているわけではありませんが、大まかな話として認定こども園に来年度移行する方向、あるいは検討しているところが1割強ございます。保育所のままでいたいというところが6割、まだ迷っているところが2割程度となっています。公定価格によって経営が成り立つかという視点で各園において検討されていると思いますが、公定価格が決定されるのが12月の国の予算になりますので、その動きを注視して情報提供に努めたいと思っています。

(会長) 今のは保育所のことでしたが、幼稚園ではどうですか。

(事務局) 私立幼稚園の意向調査については集計中ですが、幼稚園から認定こども園に移行する数はそんなに多くありません。27年度は様子を見るという園が多いといった状況です。

(難波委員) それに対して県はどのように対応するのかということをお聞きしたと思いますが、国をあげて認定こども園を推進するという中で意向確認をしていくと、本来は幼稚園等が移行するというのが目標であったはずが、移行しないどころか返上するという動きまである。そのことに対して県はどのようにお考えでしょうか。

(事務局) 私立幼稚園がどのような選択をするか、私立幼稚園のまま新制度に移行する、認定こども園に移行する、あるいは今までどおり私学助成で対応するという選択肢がありますが、私立幼稚園が選択や判断できるように情報提供に努めたいと考えています。

(会長) 他にありますか。

(重道委員) 施策体系の広島県らしい子育て環境の整備の促進のところですが、これまでの主な取組と成果のところ子育てサポート体制の充実を挙げられており、これをさらに促進していくという意味だと考えますが、この解釈で間違いはないでしょうか。

もう一つは、このような議論の中では幼稚園や保育所が中心となりますが、実際にこれから大きな役割を果たすのが地域型保育や事業所内保育だと思いますが、こういったところが幼稚園・保育所の議論の中で埋没しがちになるので、女性の働きやすさ日本一の観点などで議論し、広島県としてメッセージを打ち出すことが重要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

(事務局) これまで子育てサポート体制の充実ということで子育てサービス店舗数の増であるとか、大型ショッピングセンター等への子育て支援施設の設置を行って参りましたが、促進という考え方はこの成果を踏まえたという考え方を持っております。

地域型保育と事業所内保育については、新制度の認可対象となり、施設給付の給付対象施設となりますし、女性の働きやすさ日本一を掲げておりますので、しっかりと盛り込んでいきたいと考えています。柱としてはあげていませんが、安心して預けられる環境整備の促進、待機児童解消の強化、女性の活躍促進の中でしっかりと書き込んでいきたいと思っております。

(会長) 他に何かありますか。

(平谷委員) タイトルを変えることには反対はしませんが、ここで主に扱う未就学の子どもたちは自分の意見を自分で出すことはありません。親の利益と子どもの利益は一致しないと思いながら子どもを預けたりすることもあり、だれが子どもの利益を最優先に考えるのかと考えたときに、このプランにおいてはその部分を絶対に外せないところだと思います。タイトルはこれでいいですが、中身において、大人の利益が優先されることが決してないように配慮していくという共通認識を持っていただきたいと思っております。

(事務局) 今回新たに少子化でありますとか、女性の働きやすさでありますとか、新たな視点を取り入れる形ではしておりますが、基本としてあります子どものためのプランというところにつきましては、子ども子育て支援、これまでのこども夢プランの考え方を基本としており、基本姿勢は変えておりません。これから具体的施策を書き込んでいく中でも、このことについては十分考慮しながら進めていきたいと思っております。

(加地委員) 趣旨のところの幼児期の教育については、乳児期から仕事をするというのが前提のようなニュアンスに取れてしまう。いろいろな選択肢があってもいいと思う。両立支援はもちろんするが、子どもの利益を配慮した言葉にしてほしいので、ここは乳幼児期の保育・教育といった形にしてはどうでしょうか。

(事務局) わかりました。

(会長) 施策体系の中の配慮が必要な子どもの支援の成果目標は検討中とのことでしたが、どのようなものを検討されているのでしょうか。

(事務局) 5つの大項目に成果目標が必要かと考えておりますが、配慮が必要な子どもに関する成果目標は検討しておりますが、まだ示せる状況ではございません。部会の場でご議論いただきたいと思いますと考えております。

(会長) 部会の場で検討していくということで。他に何か。

(難波委員) 子どものアレルギーのことが重要な課題となっておりますが、それがこのプランのどこに入っているのでしょうか。

(事務局) 子どものアレルギー対策については、施策体系 I の 5 の小児医療体制の充実に入る

形で整理します。

(会長) 中身が書き込まれれば見えてくると思います。他に何か。

(山本委員) これまでの取組・成果のところでは女性の就業支援という中に男性の育児休業取得やイクメン同盟のことが書いてありますが、それがあから女性働きやすくなるという面もありますが、広島県は積極的にイクメン推進をさせてきたので、女性の就業支援と男性の育児参画は2つ立てで行った方がいいのではと思います。

(事務局) 基本的にはそのような考え方でっております。

(会長) 他に何か。よろしいでしょうか。

それでは、今まで出された意見の確認ですが、総論の趣旨のところでは、幼児期に特化しているところを乳幼児期という形にしてほしいという意見、2つ目は施策体系のところでは成果目標に具体的な数値を出すという背景や意図はわかるが、これがもたらすネガティブな部分があるので、出し方を考慮していただきたいという意見、3つ目は保育の部分ではどのように踏み込んで書いていくのか、その中身についての質問があり、中身を肉付けしていく段階で説明があればと思います。次に認定こども園についてのご質問が数件ありました。それに関して県は推進していくという方向で前向きに検討していくという回答でした。現状では様々な動向がありますので、それを踏まえて考えていただきたいという意見もありました。あと、広島県らしい子育て環境の整備についてのご質問がございました。また、加えて、保育園、幼稚園以外の地域型保育の充実ということもしっかり書き込んでほしいという意見がありました。ファミリー夢プランというタイトルについて、ファミリーになってしまうと自分の意見が言えない子どもの意見が出てこない可能性があるため、タイトルはこのままにしてもいいが、子どもの利益を最優先するという中身をどこかに書いてほしいという意見がありました。配慮が必要な子どもの具体的な成果目標をどのようにするのか。アレルギーの問題が小児医療体制の充実に記載するとのことでした。最後に女性の就労支援のところでは、中身に男性のことも書かれていますので、男性の育児推進を踏まえてタイトルを考えてみてはという意見がありました。

これでよろしいでしょうか。他に何か付け加えることがありますか。

それでは、細かな意見、修正はあるかもしれませんが、方向性として今回、県の方から提示された新こども夢プランの骨子について、これで承認してよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

(会長) はい、ありがとうございました。それでは、事務局におかれましては、各委員からの意見を参考にして、プランの素案の作成に入っていただければと思います。

② 幼保連携型認定こども園審議部会の委員構成について

資料2「幼保連携型認定こども園審議部会の設置について(案)」により事務局から説明

【質疑応答】

(会長) パブリックコメントですが、意見を読むとおそらく運営させている方、設置者のようですね。なぜこのような意見が出るのかということ、様子見という話しも多くあるということを含めていうと、県が推進したいという考えも踏まえると、行政から

の説明が不十分というと語弊あるかもしれないが、だからこのような意見がでるのではないかと思います。その辺の情報提供はどうなっているのかということが一点と、現状では10件ほど移行したいという説明がありました。その内訳を教えてください。私の知っている私立幼稚園では9月まで様子を見たいということもあり、そうすると審議する対象の事案がどんどん出てくる場合は、今の時点で審議して10件ということでしたが、そんな形でいいのでしょうか。

(事務局) パブリックコメントの意見については匿名であります。内容を見る限り、おそらく経営者側の立場の方のご意見だろうと推測できる内容でした。県としましては、6月4日に県と市町の会議を開き、6月19日に全幼稚園に集まってお聞きいただき我々の持っている情報の提供をさせていただいております。今後におきましても、国から情報が届き次第、速やかに提供させていただくこととしております。意向調査の10件につきましては、10件でいいというわけではなく、少なくとも来年の4月1日に移行する予定ということで回答をいただいております。最低でも10件は審議するというので10件と申し上げております。9月に決定する、または公定価格がはっきりしてから判断するというのがございますことから、10件が増減する可能性はあります。市町を通して移行の確認をしていますが、やはりまだ模様眺めというところがございます。具体的に相談をいただいているものは今のところないという状況でございます。

(会長) これにつきまして、ご質問やご意見がありますか。

(難波委員) 認定こども園という事業者側にも問題があるのですが、これからが募集時期になります。募集をする段階で、果たしてどこまで保護者の方に対して、どこまで説明ができるか、説明がなかなか難しいので、認定こども園になりにくいという判断をされている私立幼稚園の方々もいると聞いています。そのような中で、県として、国から降りてくる様々な情報を一般市民に向けての説明もしくは情報提供がもつというのではないかと思います。1号認定、2号認定、3号認定と言われても、一般の方はピンとこないというのがほとんどだと思いますので、そういった方への対応をどのようにお考えなのかお尋ねしたいところです。

(事務局) 国から様々な情報を取るようになっている反面、まだまだ不十分とのご意見も頂いております。また、基準もまだ審議中でございます。議会を通さないと公にできないという現実もあります。基準等につきましては、議会の議決を経ましたら、県のホームページに公開するとともに、市町と連携して、移行を考えておられる幼稚園・保育所につきましては、個々に情報提供していきたいと思っております。そういったところに、国の資料、県で作成する資料を情報提供させていただこうと思っております。

(会長) 委員の質問は、保護者の方にもう少し説明がないとピンとこないのではないかと思います。

(事務局) 国のほうから「なるほどブック」という配布物がございまして、これをお配りしております。こういったものを通して、情報提供させていただきます。

(難波委員) よくわかるんですが、その「なるほどブック」がよくわからないというのが問題としてあります。事業者向けのハンドブックというものも、つい最近出しましたが、それもわかるようでわからない。いわゆる移行するまでのエネルギーを沸かせるまでのきっかけになっていない。そういった意味で、県から情報提供が

ないかということをお願いいたします。

(事務局) 国が決められている制度に乗っかっているところが多いものですから、なかなか県で判断できにくいところが多いのですが、国のほうにもしっかりと早めの情報提供、事業者向け、保護者向けにわかりやすいものを作っていくことは随時、申ししておりますし、今後も要望として出していきたいと思っております。国から出てきた段階で、広島県バージョンに読み替えて、ホームページなどでの情報提供を行っていきたいと考えております。

(難波委員) より具体的に、例えば県民の方に県の広報誌だとか、ホームページであるとか、基本的なところは変わらないわけですから、そういったところを含めて、制度が変わるんだというアプローチがいるのではないかと思いますけど。

(事務局) わかりました。そのように、市町とも連携をしながら広報の仕方を的確に進めて参りたいと思っております。

(平谷委員) 広報のことですが、子育て中の方はイクちゃんネットを見ていると思いますので、トップページでバーンと出してもらったら広がりやすいのではないかと思います。

お聞きしたいのは対応2, 3, 4に係る特例の関係で、3月31日までに当該幼稚園・保育園を廃止したうえで、それまでに当該幼稚園・保育園の近くに安全に利用できる場所に園庭をつくれれば、当分の間はそれでいけるという。つまり、廃止すること、設備投資をすること、さらに当分の間ということですから、もう一回、本来の運営基準に則した同一の敷地内か隣接するところに園庭をしなくてはいけないということがあると思うのですが、この規定はどのくらいの必要があるのでしょうか。要するに、これは作っても、意味があるものなのかどうなのかということ。5件のうち3件、60%の意見が出ているのですから、意味のある規定づくりが非常に大事なのではと思いますが、この規定とご意見が出たことの整合性について教えていただければと思います。

(事務局) 但し書きのところで、廃止という言葉がありますので、補足説明をさせていただきます。新幼保連携型はこれまでのように幼稚園と保育所のそれぞれの法人格を持って行っている現行と違いまして、ひとつの一体的な組織となりますので、当然に廃止となるということです。当分の間ということにつきましては、当分の間と書いておりますが、この期限は今のところございません。いつまでに移行していくという具体的な考えがあるというわけではありません。ただ、施設は老朽化するものですから、そういった機をとらえて、もともとの基準に近づけるという形にしたいのですが、今の段階ですでに幼稚園や保育所をされているところに向けて、後付け的な基準を設ける、条例に書き込むというのは非常に難しいと考えております。9月の条例に向けては、どこまで具体的に書くことができるのか、あるいは書くことによって排除されてしまうようなことが起きないように、その辺の実情を把握しながら詰めて参りたいと思っております。

(平谷委員) 現場の幼稚園でこれで行きたいと考えているところがどれだけあるのか知りたいのですが、そのようなところと相談しないと、机上の空論をつくっても意味がないと思います。そのような話しをどのくらい聞かれているのか、もちろん聞いてもできないことがあるのもわかりますが、聞いて、元との整合性を図る努力をしていただくと必要があるのではないかと思います。そのあたりがどうなっているの

かということをもった次第であります。

(事務局) まだ意意向調査が済んだばかりで、移行したいと考えているかどうかということ数を把握したところがございます。実際に何がネックとなっているかということは、意向調査で移行するとしたところを中心に現状を把握したいと考えております。

(平谷委員) これは後からすることはできないのでしょうか。廃止は4月1日の前日にするが、この但し書きは来年4月以降に利用して設置することができるのであれば、追々で構わないかと考えますがいかがでしょうか。3月中につくらなくてはいけないということだと大変だと思いますが。

(事務局) 今やっている幼稚園が認定こども園に4月1日から移行すると読んでいただければいいので、廃止という言葉は説明しましたとおりですが、やっておられる方が次に移行する場合にはと考えていただければと思います。

(会長) 他に何かありますでしょうか。

(澤田委員) 10件程度出てきているという話しですが、その中で市町の動きはどうなっているのでしょうか。公立であるとか、公設民営という形で市町が行っていると思いますが、その中でこども園という方向で変えていくという動きでしょうか。

(事務局) 意向調査の段階で認定こども園への動きが出ているのは、民間の設置が多い状況です。今朝、新聞に海田町が公立の幼稚園を3つ統合して新しい民間での保育所をと、ただ認定こども園にはならないという記事もございましたが、公立のほうで認定こども園にという数は多くないと思っています。

(澤田委員) 広島県として、市町に対して、どのような働きかけを行うのでしょうか。また、どのような姿勢で臨むのでしょうか。

(事務局) 幼稚園・保育所のいいところを併せ持った、また地域の子育ての拠点になる認定こども園は高く評価しておりますので、認定こども園への移行という形を推進していき、公立も私立も同じ考え方でいきたいと思っております。

(会長) 専門家が質問するくらいだから、わかりにくい状況だと思いますので、利用者に対しての説明もそうですよね。どの辺がネックになっているのでしょうか。

(事務局) 各市町の中で保育のニーズ、教育のニーズというものを把握されていますが、そういった中において、民間の幼稚園や保育所の認定こども園の意向とか、そういったものを勘案しながら、公立については民間がどういう動きをする中で認定こども園になっていくべきかなどを市町において考えていく中でまだ方向が決まっていないところがあると思います。

(難波委員) 公立の考え方ですけど、公立の保育園が認定こども園に変わる、もしくは今後計画に基づいて市町側で選択をされるという形になるときに、利用者負担という問題が大きく関わってくるのではないかと考えられますが、というのも私立では公定価格に基づいて利用者負担が確定していくわけですが、この状況が公立にも同じように踏襲されるということであれば、かなりの額を上げないといけないということになりまして、果たしてその辺に対して各市町はどのようにお考えかということは県も課題であるとお考えだと思いますが、県としてはどのように指導・監督されるのでしょうか。

(事務局) 公立幼稚園の認定こども園への移行についてでございますが、これは市町の意向に

よるものでございます。設置に関しては、関係課と連携して把握していきたいと思
います。

(会長) 手を挙げるところが私立幼稚園に意外に少ないということがあり、例えばその理
由に認定こども園になると応諾義務が生じることがあるそうです。それを行政のほ
うで手厚く保護していただければと思いますが。

(事務局) 私立幼稚園において施設型給付を受けると選択されたら承諾義務が生じるというこ
とが、移行についての判断に影響しているのではないかとということも聞いておりま
す。

(会長) 様々な問題がありますが、何か他にありますか。

そういうことも踏まえて、幼保連携型認定こども園を審議する部会を設置したい
というのが県の考えですが、設置開始等の認可、事業停止についての審議を行うた
めの部会を設置して、委員構成はこれでよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

(会長) では、委員構成も含めて皆様から承認いただいたということで、よろしくお願
いします。

③ 各部会の構成委員の変更について

資料3「広島県子ども・子育て審議会委員構成変更(案)」により事務局から説 明

(会長) 何か質問はありますか。

それでは、説明いただいた各部会の委員構成の変更について、これでよろしいで
しょうか。

(委員) 異議なし

(会長) はい、ありがとうございます。それでは、承認いただいたということで、本日
の議事は3点が終わりましたが、何か言い忘れたこと、言っておきたいことがありま
すでしょうか。

(山本委員) 部会構成のところ、先ほど、保護者のところに伝わりにくいという話があり
ましたので、新しくできた認定こども園審議部会に子どもの保護者の保育園か幼稚
園の方に入ってもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

(会長) 具体的に審議会のメンバーで、子どもの保護者の保育利用か幼稚園利用のどち
らかの委員に認定こども園部会に入ってもらいたいのかということですね。

(事務局) 各委員の重複をなくし、負担を軽減するというので今回整理をしており、母親代
表として向井委員をお願いをさせていただこうと考えております。幼稚園側、保育
園側のどちらかの意見を言っていただきたいということで、向井委員をお願いをし
たいと考えております。

(平谷委員) 私も利用者側の委員が少ないと思います。もし、このメンバーで負担を増やさ
ないということであれば、専門委員を別に設けるとか、一人増やすということではな
くて、2、3人増やしてでも利用者の意見を聞いていただきたいと思います。

(事務局) わかりました。今、いただきましたご意見を踏まえまして、検討させていただき
たいと思います。

(会長) はい、ありがとうございました。それでは、認定こども園審議部会については、引き続き検討いただくということでお願いします。他に何かございますか。ないようでしたら、以上で本日の審議会を終わりにしたいと思います。

皆様からいただいた意見につきましては、事務局において整理していただき、今後の取組に十分に生かしていただくよう、検討していただければと思います。

それでは、本日の議事はすべて終了しました。ありがとうございました。

7 会議の資料名一覧

資料1 新こども夢プラン骨子(案)

資料2 幼保連携型認定こども園審議部会の設置について(案)

資料3 広島県子ども・子育て審議会委員構成変更(案)